

平成 25 年第 3 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)

報告第 27 号	平成 24 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件	1
報告第 28 号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	3
第 88 号議案	ミニボートピア大和ごせにおけるモーターボート競走施行に伴う場外 発売事務の受託に関する協議の件	7
第 89 号議案	損害賠償の額を定める件	11
第 90 号議案	水道料金の債権放棄の件	13
第 91 号議案	箕面市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例改正の件	15
第 92 号議案	箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例改正の件	17
第 93 号議案	箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例制定の件	19
第 94 号議案	箕面市子ども育成推進協議会条例改正の件	23
第 95 号議案	箕面市国民健康保険条例改正の件	25
第 96 号議案	箕面市高齢者等介護総合条例及び箕面市後期高齢者医療に関する条例 改正の件	27

第 9 7 号議案	平成 2 5 年度箕面市一般会計補正予算（第 4 号）	31
第 9 8 号議案	平成 2 5 年度箕面市特別会計競艇事業費補正予算（第 2 号）	71
第 9 9 号議案	平成 2 5 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）	87
第 1 0 0 号議案	平成 2 5 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）	107
第 1 0 1 号議案	平成 2 5 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）	125
第 1 0 2 号議案	平成 2 5 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 2 号）	135
第 1 0 3 号議案	箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件	141
第 1 0 4 号議案	箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件	143

報告第 27 号

平成 24 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 1 項の規定に
より、次のとおり報告する。

平成 25 年 9 月 4 日提出

箕面市教育委員会委員長 山 元 行 博

別冊のとおり

報告第 28 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の 4 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成 25 年 7 月 5 日専決）

- (1) 事故発生日時 平成 25 年 1 月 24 日 午後 4 時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市森町北一丁目 11 番地先 市道止々呂美東西線支線 1 号線路上
- (3) 相手方 大阪市東淀川区在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が自動二輪車で市道止々呂美東西線支線 1 号線を豊能町ときわ台方面に走行していたところ、^{わだち}轍掘れ（路面に横断方向に生じた沈下）にハンドルを取られ転倒し、右膝打撲並びに右腰、左足首及び両手甲の擦傷を負うとともに、同車両の右ハンドルその他車体を破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、429,750 円とし、市は、相手方に

300,825円を支払う。


(6) 和解年月日 平成25年7月5日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成25年8月7日専決）

(1) 事故発生日時 平成25年7月10日 午前10時15分頃

(2) 事故発生場所 箕面市箕面四丁目871番2地先路上

(3) 相手方 箕面市在住の個人

(4) 事故の状況 本市の公用車（市民部環境クリーンセンター環境整備課  運転）が、上記日時・場所において、右折しようとした交差点を行き過ぎたため停車し、後退したところ、公用車後方に停車していた相手方が運転する原動機付自転車に接触し、同原動機付自転車の前輪フェンダーを損傷させたものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、19,792円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成25年8月7日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成25年8月15日専決）

(1) 事故発生場所 平成25年1月16日 午前8時39分頃

- (2) 事故発生場所 箕面市坊島五丁目404番4地先路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人（親権者個人2名）
- (4) 事故の状況 本市の公用車（人権文化部文化・市民活動促進課 [REDACTED] 運転）が、上記日時・場所において、市道箕面今宮線を東進していたところ、北側の道路から同市道を横切ろうと飛び出してきた相手方と接触し、頭部打撲を負わせたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、414,755円とし、市は、相手方に既に治療費及び付添看護費として支払った326,925円を除く87,830円を支払う。
- (6) 和解年月日 平成25年8月15日

4 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成25年8月16日専決）

- (1) 事故発生日時 平成25年1月10日 正午頃
- (2) 事故発生場所 箕面市新稲七丁目581番4地先 市道中央線歩道上
- (3) 相手方 池田市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が市道中央線北側の歩道を通行していたところ、自転車と歩行者の通行を区分する縁石ブロックの段差によって転倒し、

右膝及び顔面を挫傷するとともに、眼鏡を損傷したものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、160,390円とし、市は、相手方に48,117円を支払う。

(6) 和解年月日 平成25年8月16日

第 8 8 号議案

ミニボートピア大和ごせにおけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務の受託に
関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項
の規定によりモーターボート競走施行に伴う場外発売事務を大阪府都市競艇組合から受託するため、
別紙規約のとおり協議する。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

ミニボートピア大和ごせにおけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務を受託するに当たり、
大阪府都市競艇組合と協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項の規定により準用する同法
第 2 5 2 条の 2 第 3 項本文の規定により提案するものである。

大阪府都市競艇組合と箕面市との間のミニボートピア大和ごせ
におけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務の委託に
関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 大阪府都市競艇組合（以下「甲」という。）は、大阪府都市競艇組合営モ
ーターボート競走施行に関するミニボートピア大和ごせにおける場外発売事務
（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を地方自治法（昭和22年法律第
67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基
づき、箕面市（以下「乙」という。）に委託する。

2 ミニボートピア大和ごせにおける勝舟投票券を発売する日については、甲乙
協議の上、別に定めるものとする。
(経費の負担)

第2条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費を乙に交付するものとし、
経費の内訳、金額及び交付の時期については、甲乙協議の上、別に定めるもの
とする。

2 乙は、前項の協議に当たって、委託事務に要する経費の積算根拠を明らかに
した書類を甲に提出するものとする。
(予算の執行)

第3条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙のモ
ーターボート競走事業に係る会計の歳入歳出予算において分別して計上するもの
とする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第6項の
規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関す
る部分を甲に通知するものとする。

(損害の賠償)

第5条 乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えた場合は、乙において
その賠償の責めを負うものとし、甲の責めに帰すべき事由によって乙に損害を
与えた場合は、甲はその賠償の責めを負うものとする。

(連絡協議会)

第6条 委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲乙協議の上、
連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃に係る措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の規
程を制定し、又は改廃しようとするときは、乙は、あらかじめ甲に通知しなけ
ればならない。

(定めのない事項の協議)

第8条 前各条に定めのない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定め
るものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及
び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。

第 8 9 号 議 案

損 害 賠 償 の 額 を 定 め る 件

箕面市立病院で発生した医療事故に関する損害賠償の額は、36,255,326円とする。

平成25年9月4日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(提案理由)

箕面市と箕面市在住の個人外2名との間における医療事故に関する損害賠償の額を定めるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項の規定により提案するものである。

第 9 0 号議案

水道料金の債権放棄の件

水道料金（箕面市水道事業給水条例（平成 9 年箕面市条例第 4 6 号）第 2 1 条第 1 項に規定する水道料金をいう。以下同じ。）の債権を次のとおり放棄する。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 相手方

箕面市温泉町 1 番 1 号

大阪観光株式会社

代表取締役 藤 岡 勇

2 債権の内容

再生計画案（大阪地方裁判所平成 2 4 年（再）第 1 8 号再生手続開始申立事件の再生計画案をいう。）の再生債権弁済計画表に記載された水道料金に係る確定債権額 4 , 9 0 6 , 8 3 8 円から同表に記載された水道料金に係る弁済総額（第 1 回弁済額 6 2 5 , 3 4 1 円及び第 2 回弁済額）を差し引いた額

（提案理由）

大阪観光株式会社の民事再生手続における再生計画案について債権者集会で意見表明するに当たり、当該再生計画案の内容のとおり同社に対する水道料金の債権を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により提案するものである。

第九十一号議案

箕面市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例改

正の件

箕面市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月四日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の

一部を改正する条例

箕面市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和四十三年箕面市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第三条に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第三項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

市の歳入に係る延滞金の割合の特例について、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第九十二号議案

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例改

正の件

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の

一部を改正する条例

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例（平成二十五年箕面市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第六項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第九十三号議案

箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例制定の件

箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例を次のように定める。

平成二十五年九月四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例

箕面市立保育所民営化法人選定委員会条例（平成十七年箕面市条例第四十六号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定に基づき、市長の附属機関として箕面市立保育所民営化法人選定委員会（以下「保育所民営化委員会」という。）を、箕面市教育委員会の附属機関として箕面市立幼稚園民営化法人選定委員会（以下「幼稚園民営化委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 民営化委員会（保育所民営化委員会又は幼稚園民営化委員会をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる附属機関の区分に応じ、当該各号に定める施設の民営化の手續を円滑に進めるに当たり、その運営を行う法人の選定について、当該附属機関が属する執行機関（以下単に「執行機関」という。）の諮問に応じて調査審議し、答申するものとする。

一 保育所民営化委員会 箕面市立稲保育所

二 幼稚園民営化委員会 箕面市立ひがし幼稚園

（民営化委員会の組織）

第三条 民営化委員会は、それぞれ委員七人以内で組織する。

(委員)

第四条 民営化委員会の委員は、次に掲げる者のうちから執行機関が任命する。

一 第二条各号に掲げる施設に入所し、又は入園している児童の保護者
二人以内

二 学識経験を有する者 五人以内

(任期)

第五条 民営化委員会の委員の任期は、前条の規定による任命の日から第二条の規定による答申が提出されるまでの日とする。

2 民営化委員会の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第六条 民営化委員会に委員長を置き、当該委員会の委員の互選により定める。

2 民営化委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、当該委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する民営化委員会の委員がその職務を代理する。

(会議)

第七条 民営化委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 民営化委員会は、当該委員会の委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 民営化委員会の議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第八条 民営化委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第九条 民営化委員会の委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、民営化委員会の運営に関し必要な事項は、執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 民営化委員会の委員長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の場合における民営化委員会の会議の招集は、執行機関が行うものとする。

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の際、現に改正前の箕面市立保育所民営化法人選定委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第四条の規定により市長から任命を受けている箕面市立保育所民営化法人選定委員会委員の任期については、改正前の条例第五条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の日をもって満了とする。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「五十九の項」を「六十の項」に、「六十の項」を「六

十一の項」に改める。

別表中六十の項を六十一の項とし、五十九の項を六十の項とし、五十八の項を五十九の項とし、五十七の項の次に次のように加える。

五十八	
幼稚園民営化法人 選定委員会	
委員	委員長
日額	
七、四〇〇円	八、三〇〇円

(提案理由)

箕面市立保育所民営化法人選定委員会及び箕面市立幼稚園民営化法人選定委員会を設置するため、本条例を制定するものである。

第九十四号議案

箕面市子ども育成推進協議会条例改正の件

箕面市子ども育成推進協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市子ども育成推進協議会条例の一部を改正する条例

箕面市子ども育成推進協議会条例（平成十七年箕面市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び連絡調整をする」を「連絡調整し、又は処理する」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条

第一項各号に掲げる事項

第三条第二項中「委員」の下に「及び臨時委員（以下「委員等」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 協議会に、専門的な事項を調査審議し、又は処理させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第四条第三項中「前条第二項第三号」を「前条第三項第三号」に、「委員」を「委員等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 臨時委員は、その任命に係る当該専門的な事項に関する調査審議又は処理に参与し、当該調査審議又は処理が終了するまでの間在任する。

第六条第二項中「委員」の下に「及び議事に関する臨時委員（以下「関係委員等」という。）」を加え、同条第三項中「出席委員」を「出席し

た関係委員等」に改める。

第七条第一項中「特別の」を「専門的な」に、「置く」を「置くことができる」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 部会は、委員等のうちから会長が指名する者をもって構成する。

第八条中「委員及び部会員」を「委員等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の第七条の規定により市長から任命を受けている部会員は、その任期が満了するまでの間は、改正前の第七条第二項第一号に掲げる者にあつては改正後の第七条第二項の規定により会長から指名された委員と、改正前の第七条第二項第二号に掲げる者にあつては改正後の第七条第二項の規定により会長から指名された臨時委員とみなす。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表五十五の項中「部会員」を「臨時委員」に改める。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の施行に伴い、箕面市子ども育成推進協議会の所掌事務に、同法に基づき意見の聴取等が必要な事項の処理を加えるとともに、同協議会に臨時委員を設置するため、本条例を改正するものである。

第九十五号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月四日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条の二（見出しを含む。）中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第二十三条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第二十三条 当分の間、第二十二条の二に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十三条の改正規定及び次項の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第二十三条の規定は、平成二十六年一月一日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令（昭和三十二年政令第三百六十二号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第九十六号議案

箕面市高齢者等介護総合条例及び箕面市後期高齢者医療に関する条例改正の件

箕面市高齢者等介護総合条例及び箕面市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市高齢者等介護総合条例及び箕面市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(箕面市高齢者等介護総合条例の一部改正)

第一条 箕面市高齢者等介護総合条例(平成十二年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

第二条 当分の間、第二十二条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場

合には、年七・三パーセントの割合）とする。

（箕面市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第二条 箕面市後期高齢者医療に関する条例（平成二十年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第三条 当分の間、第六条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十・六パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の箕面市高齢者等介護総合条例附則第二条の規定及び第二条の規定による改正後の箕面市後期高齢者医療に関する条例附則第三条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお

従前の例による。

(提案理由)

保険料に係る延滞金の割合の特例について、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第 9 7 号議案

平成 2 5 年度箕面市一般会計補正予算 (第 4 号)

平成 2 5 年度箕面市の一般会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 512, 233 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 38, 299, 511 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
9 地方特例交付金	1 地方特例交付金	121,000	1,603	122,603		
		121,000	1,603	122,603		
13 使用料及び手数料	2 手 数 料	632,374	198	632,572		
		291,720	198	291,918		
14 国庫支出金	1 国庫負担金	4,839,691	421,522	5,261,213		
		4,534,197	26,768	4,560,965		
		61,038	394,754	455,792		
		3,131,667	82,519	3,214,206		
15 府 支 出 金	1 府 負 担 金	1,483,134	11,772	1,494,906		
		1,096,055	70,547	1,166,602		
		76,935	200	77,135		
17 寄 附 金	1 寄 附 金	1	5,431	5,432		
		1	5,431	5,432		
20 諸 収 入	5 雑 入	1,359,756	960	1,360,716		
		708,556	960	709,516		
歳 入 合 計		37,787,278	512,233	38,299,511		

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費	1 議 会 費	428,475	242	428,717
		428,475	242	428,717
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費 2 徴 税 費 3 戸籍住民基本台帳費	4,622,360	31,271	4,653,631
		3,804,078	25,823	3,829,901
		306,126	4,767	310,893
		339,202	681	339,883
		15,859,774	180,575	16,040,349
		4,119,291	10,480	4,129,771
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費 2 児 童 福 祉 費 4 国民健康保険費 6 介 護 保 険 費	4,119,291	10,480	4,129,771
		6,118,294	160,871	6,279,165
		989,170	3,671	992,841
		1,260,544	5,553	1,266,097
		3,852,333	△3,547	3,848,786
		1,031,375	△6,575	1,024,800
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費 3 市民医療総合施設対策費	804,336	3,028	807,364
		141,066	6,058	147,124
		128,969	6,058	135,027
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	3,195,638	268,232	3,463,870
		1,095,352	7,843	1,103,195
		438,208	37,912	476,120
		1,151,711	222,477	1,374,188
9 消 防 費	1 消 防 費	1,258,024	279	1,258,303
		1,258,024	279	1,258,303
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費 2 小 学 校 費 3 中 学 校 費 4 幼 稚 園 費 5 社 会 教 育 費 6 保 健 体 育 費	4,524,698	△26,299	4,498,399
		1,631,980	2,434	1,634,414
		809,908	△23,659	786,249
		374,090	1,000	375,090
		286,501	891	287,392
		886,597	5,467	892,064
13 諸 支 出 金	1 諸 費	535,622	△12,432	523,190
		5,907	55,422	61,329
歳 出 合 計		37,787,278	512,233	38,299,511

平成25年度
(2013年度)

箕面市一般会計補正予算(第4号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	21,835,000	0	21,835,000
2 地 方 譲 与 税	238,000	0	238,000
3 利 子 割 交 付 金	100,000	0	100,000
4 配 当 割 交 付 金	75,000	0	75,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	17,000	0	17,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,107,000	0	1,107,000
7 エ ン ー ジ ン 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	78,000	0	78,000
9 地 方 特 例 交 付 金	121,000	1,603	122,603
10 地 方 交 付 税	1,070,000	0	1,070,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	595,645	0	595,645
13 使 用 料 及 び 手 数 料	632,374	198	632,572
14 国 庫 支 出 金	4,839,691	421,522	5,261,213
15 府 支 出 金	3,131,687	82,519	3,214,206
16 財 産 収 入	595,245	0	595,245
17 寄 附 金	1	5,431	5,432
18 繰 入 金	660,279	0	660,279
19 繰 越 金	4,600	0	4,600
20 諸 収 入	1,359,756	960	1,360,716
21 市 債	1,300,000	0	1,300,000
歳 入 合 計	37,787,278	512,233	38,299,511

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	千円 428,475	千円 242	千円 428,717
2 総務費	4,622,360	31,271	4,653,631
3 民生費	15,859,774	180,575	16,040,349
4 衛生費	3,852,333	△3,547	3,848,786
5 労働費	73,314	0	73,314
6 農林水産業費	141,066	6,058	147,124
7 商工費	211,769	0	211,769
8 土木費	3,195,638	268,232	3,463,870
9 消防費	1,258,024	279	1,258,303
10 教育費	4,524,698	△26,299	4,498,399
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,056,351	0	3,056,351
13 諸支出金	5,907	55,422	61,329
14 予備費	537,569	0	537,569
歳出合計	37,787,278	512,233	38,299,511

補正額の財源内訳				
特 定 国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
			千円	千円
千円 0	千円 0	千円 0	千円 242	
7,400	0	300	23,571	
101,687	0	809	78,079	
0	0	3,054	△6,601	
0	0	0	0	
2,330	0	0	3,728	
0	0	0	0	
0	0	363	267,869	
0	0	70	209	
200	0	1,960	△28,459	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	55,422	
0	0	0	0	
111,617	0	6,556	394,060	

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
9	地 方 特 例 交 付 金	千円 121,000	千円 1,603	千円 122,603
	1 地 方 特 例 交 付 金	121,000	1,603	122,603
	1 地 方 特 例 交 付 金	121,000	1,603	122,603
13	使 用 料 及 び 手 数 料	632,374	198	632,572
	2 手 数 料	291,720	198	291,918
	2 民 生 手 数 料	14,748	198	14,946
14	国 庫 支 出 金	4,839,691	421,522	5,261,213
	1 国 庫 負 担 金	4,534,197	26,768	4,560,965
	1 民 生 費 国 庫 負 担 金	4,534,197	26,768	4,560,965
	4 国 庫 交 付 金	61,038	394,754	455,792
	1 総 務 費 国 庫 交 付 金	15,388	392,424	407,812
	5 農 林 水 産 業 費 国 庫 交 付 金	0	2,330	2,330
15	府 支 出 金	3,131,687	82,519	3,214,206
	1 府 負 担 金	1,483,134	11,772	1,494,906
	1 民 生 費 府 負 担 金	1,483,134	11,772	1,494,906
	2 府 補 助 金	1,096,055	70,547	1,166,602
	1 総 務 費 府 補 助 金	20,000	7,400	27,400
	2 民 生 費 府 補 助 金	495,328	63,147	558,475
	3 府 委 託 金	76,935	200	77,135
	4 教 育 費 府 委 託 金	878	200	1,078
17	寄 附 金	1	5,431	5,432
	1 寄 附 金	1	5,431	5,432

区 分	金 額	説 明	千円
1 地方特例交付金	1,603	1 減収補てん特例交付金 補正後 122,603,000円—補正前 121,000,000円	1,603
2 児童福祉手数料	198	1 ホームヘルプサービス手数料 補正後 307,000円—補正前 109,000円	198
2 児童福祉費負担金	26,768	6 児童扶養手当費負担金 補正後 143,507,000円—補正前 140,283,000円 10 障害児通所給付費負担金 補正後 62,108,000円—補正前 38,564,000円	3,224 23,544
1 総務管理費交付金	392,424	5 地域の元氣臨時交付金	392,424
1 農業費交付金	2,330	1 農のある暮らしづくり交付金	2,330
2 児童福祉費負担金	11,772	7 障害児通所給付費負担金 補正後 31,054,000円—補正前 19,282,000円	11,772
1 総務管理費補助金	7,400	7 防犯カメラ整備費補助金 14,800×1/2=7,400	7,400
2 児童福祉費補助金	63,147	21 安心子ども基金特別対策事業費補助金 補正後 200,838,000円—補正前 137,691,000円	63,147
1 教育総務費委託金	200	18 道徳教育総合支援事業費委託金	200

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項		科 目	補正前の額	補正額	計
17	1	1 ふるさと寄附金	千円 1	千円 5,431	千円 5,432
20	諸	収 入	1,359,756	960	1,360,716
	5	雑 入	708,556	960	709,516
	3	雑 入	524,719	960	525,679

節		明	
区分	金額	説	
1 ふるさと 寄附金	千円 5,431	1 ふるさと寄附金 補正後 5,432,000円-補正前 1,000円	千円 5,431
2 雑 入	960	50 日本スポーツ振興センター助成金	960

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入

3 歳 出
 (款) 1 議会費
 (項) 1 議会費

科目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	目				千円	千円
1 議会費	議会費	428,475	242	428,717	一般財源	242
	1 議会費	428,475	242	428,717	一般財源	242
	1 議会費	428,475	242	428,717	一般財源	242
2 総務費	総務費	4,622,360	31,271	4,653,631	府支出金 寄附金	7,400 300
	1 総務管理費	3,804,078	25,823	3,829,901	府支出金 寄附金	7,400 300
	1 一般管理費	1,279,022	23,227	1,302,249	府支出金 一般財源	7,400 15,827
5 財産管理費	財産管理費	354,543	300	354,843	寄附金	300
	21 人権文化推進費	45,206	2,296	47,502	一般財源	2,296
	2 徴税費	306,126	4,767	310,893	一般財源	4,767
1 徴税総務費	徴税総務費	218,209	4,767	222,976	一般財源	4,767

節		明 説	
区分	金額		
	千円		千円
12 役 務 費	△505	3 議会運営事業【議会事務局総務課】	△505
		12 役 務 費	△505
		4 筆耕印刷料	△505
18 備 品 購 入 費	747	53 議会運営事業（臨時）【議会事務局総務課】	747
		18 備品購入費	747
		1 庁用器具費	747
		議場用	747
3 職 員 手 当 等	8,628	2 人件費（一般管理費）【職員課】	8,427
4 共 済 費	△201	3 職員手当等	8,628
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	14,800	2 扶養手当	213
		5 通勤手当	257
		9 時間外及び休日勤務手当	6,800
		10 住居手当	999
		14 児童手当	160
		15 単身赴任手当	199
		4 共 済 費	△201
		3 職員共済組合負担金	1,225
		7 社会保険料	△905
		11 協会けんぽ負担金	△521
25 積 立 金	300	57 地域防犯力メヲ整備事業【市民安全政策課】	14,800
		19 負担金補助及び交付金	14,800
		2 補 助 金	14,800
		防犯力メヲ設置補助金	14,800
9 旅 費	2,296	50 基金積立事業（総務費）【財政経営課】	300
		25 積 立 金	300
		2 財政調整基金積立金	300
		53 国際友好都市提携10周年記念事業【人権国際課】	2,296
		9 旅 費	2,296
		1 費用弁償	921
		3 特別旅費	1,375
2 給 料	3,376	1 人件費（徴税総務費）【職員課】	4,767
		2 給 料	3,376

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款	項	科目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
		目	目					
2	2	1	[徴税総務費]	千円				
				千円				
3	3	1	戸籍住民基本台帳費	339,202	681	339,883	一般財源 681	
3	3	1	民生費	15,859,774	180,575	16,040,349	使用料及び手数料 198 国庫支出金 26,768 府支出金 74,919 寄附金 611 一般財源 78,079	
1	1	社会福祉費	4,119,291	10,480	4,129,771	一般財源 10,480		
			1	社会福祉総務費	822,971	10,480	833,451	一般財源 10,480

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	千円 731	2 一般職給 一般職給	3,376
4 共 済 費	660	3 職員手当等	731
		4 地域手当	392
		11 期末勤勉手当	339
		4 共 済 費	660
		3 職員共済組合負担金	1,260
		7 社会保険料	△395
		11 協会けんぽ負担金	△205
2 給 料	267	1 人件費(戸籍住民基本台帳費)【職員課】	681
3 職員手当等	246	2 給 料	267
4 共 済 費	168	2 一般職給 一般職給	267
		3 職員手当等	246
		2 扶養手当	99
		4 地域手当	34
		5 通勤手当	78
		14 児童手当	35
		4 共 済 費	168
		3 職員共済組合負担金	419
		7 社会保険料	△159
		11 協会けんぽ負担金	△92
3 職員手当等	△1,991	1 人件費(社会福祉総務費)【職員課】	△3,045
4 共 済 費	△1,054	3 職員手当等	△1,991
19 負担金補助 及び交付金	13,525	3 管理職手当	△810
		4 地域手当	△488
		10 住居手当	166
		11 期末勤勉手当	△859
		4 共 済 費	△1,054
		3 職員共済組合負担金	261
		7 社会保険料	△830
		11 協会けんぽ負担金	△485
		56 旧豊中市箕面市養護老人ホーム公利活用事業【高齢者施設担当】	13,525
		19 負担金補助及び交付金	13,525
		1 負担金	13,525
		財産貸付収入配分金	13,525

(部) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款	項	科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
		目					
3	2	児童福祉費		千円 6,118,294	千円 160,871	千円 6,279,165	千円 使用料及び手数料 198 国庫支出金 26,768 府支出金 74,919 寄附金 611 一般財源 58,375
			1 児童福祉総務費	2,835,538	63,095	2,898,633	198 26,768 11,772 611 23,746
	2	児童福祉施設費	1,633,173	102,555	1,735,728	府支出金 63,147 一般財源 39,408	

節		明	
区分	金額	説	
	千円		千円
1 報酬	385	13 母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業【子育て支援課】	1,291
9 旅費	9	13 委託料	1,291
12 役務費	40	1 委託料	1,291
13 委託料	5,291	ホームヘルプサービス事業委託	1,291
20 扶助費	56,759	20 児童扶養手当給付事業(扶助費)【子育て支援課】	9,671
25 積立金	611	20 扶助費	9,671
		1 扶助費	9,671
		児童扶養手当	9,671
		32 障害児通所給付事業(扶助費)【総合保健福祉センター分室】	47,088
		20 扶助費	47,088
		1 扶助費	47,088
		障害児通所給付費	47,088
		51 未来子ども基金積立事業【青少年育成課】	611
		25 積立金	611
		18 未来子ども基金積立金	611
		54 子ども・子育て支援新制度準備事業【幼児育成課】	4,434
		1 報酬	385
		3 非常勤職員報酬	385
		子ども育成推進協議会子ども・子育て支援新制度部会臨時委員	385
		9 旅費	9
		1 費用弁償	9
		12 役務費	40
		1 通信運搬費	40
		13 委託料	4,000
		1 委託料	4,000
		子ども・子育て支援事業計画策定支援委託	4,000
19 負担金補助及び交付金	102,555	5 民間保育所運営費補助事業【幼児育成課】	28,702
		19 負担金補助及び交付金	28,702
		2 補助金	28,702
		民間保育所運営費補助金	28,702
		50 保育所施設整備費補助事業【幼児育成課】	73,853
		19 負担金補助及び交付金	73,853
		2 補助金	73,853
		施設整備費補助金	73,853

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

科目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項目	千円	千円	千円	千円
3	2 3 保育所費	1,155,547	△4,779	1,150,768	一般財源 △4,779
	4 国民健康保険費	989,170	3,671	992,841	一般財源 3,671
	1 国民健康保険費	989,170	3,671	992,841	一般財源 3,671
	6 介護保険費	1,260,544	5,553	1,266,097	一般財源 5,553
	1 介護保険費	1,260,544	5,553	1,266,097	一般財源 5,553
4	衛生費	3,852,333	△3,547	3,848,786	寄附金 一般財源 3,054 △6,601
	1 保健衛生費	1,031,375	△6,575	1,024,800	寄附金 一般財源 26 △6,601
	1 保健衛生総務費	230,190	△6,575	223,615	寄附金 一般財源 26 △6,601
	3 市民医療総合施設対策	804,336	3,028	807,364	寄附金 3,028
	1 市民医療総合施設対策	131,143	28	131,171	寄附金 28

節		明	
区分	金額	説	
	千円		千円
2 給料	△1,846	1 人件費(保育所費)【職員課】	△4,779
3 職員手当等	△2,129	2 給料	△1,846
4 共済費	△804	2 一般職給 一般職給	△1,846
		3 職員手当等	△2,129
		4 地域手当	△238
		11 期末勤勉手当	△1,891
		4 共済費	△804
		3 職員共済組合負担金	△804
28 繰出金	3,671	1 特別会計国民健康保険事業費繰出金(経常)【国保年金課】	3,671
		28 繰出金	3,671
		3 特別会計国民健康保険事業費繰出金 職員給与費等繰出	3,671
28 繰出金	5,553	1 特別会計介護保険事業費繰出金(経常)【介護・福祉医療課】	5,553
		28 繰出金	5,553
		5 特別会計介護保険事業費繰出金 職員給与費等繰出	5,553
2 給料	△3,096	1 人件費(保健衛生総務費)【職員課】	△6,601
3 職員手当等	△2,444	2 給料	△3,096
4 共済費	△1,061	2 一般職給 一般職給	△3,096
25 積立金	26	3 職員手当等	△2,444
		2 扶養手当	△362
		3 管理職手当	△492
		4 地域手当	△509
		11 期末勤勉手当	△1,081
		4 共済費	△1,061
		3 職員共済組合負担金	△1,101
		7 社会保険料	24
		11 協会けんぽ負担金	16
		50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策課】	26
		25 積立金	26
		13 保健福祉総合推進基金積立金	26
25 積立金	28	55 基金積立事業(衛生費)【市立病院】	28
		25 積立金	28

(款) 4 衛生費
(項) 3 市民医療総合施設対策費

(徴) 4 衛生費

(項) 3 市民医療総合施設対策費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
款 項	目	千円	千円	千円	千円				
4	3	千円							
						1 [市民医療総合施設対策費]			
	2 病院事業費	673,193	3,000	676,193	寄附金 3,000				
6	農 林 水 産 業 費	千円							
						141,066	6,058	147,124	国庫支出金 2,330 一般財源 3,728
						1 農 業 費	128,969	6,058	135,027
	1 農業委員会費	49,706	692	50,398	一般財源 692				
	2 農業総務費	29,890	681	30,571	一般財源 681				
	3 農業振興費	32,076	4,685	36,761	国庫支出金 2,330 一般財源 2,355				

節		明	
区分	金額	説	千円
	千円	6 市立病院医療体制整備基金積立金	28
19 負担金補助 及び交付金	3,000	50 病院事業会計繰出事業(臨時)【市立病院】 19 負担金補助及び交付金 2 補助金 医療機器整備等補助金	3,000 3,000 3,000
2 給料	365	1 人件費(農業委員会費)【職員課】 2 給料 2 一般職給 一般職給	692 365 365
3 職員手当等	107	3 職員手当等 4 地域手当 11 期末勤勉手当	107 34 73
4 共済費	220	4 共済費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	220 471 △159 △92
2 給料	291	1 人件費(農業総務費)【職員課】 2 給料 2 一般職給 一般職給	291 291 291
3 職員手当等	110	3 職員手当等 4 地域手当 11 期末勤勉手当	110 35 75
4 共済費	280	4 共済費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	280 806 △143 △83
8 報償費	450	59 遊休農地解消対策事業【農業振興課】 8 報償費	4,685 450
11 需用費	1,156	11 需用費 協力農家謝礼	450
13 委託料	1,000	1 消耗品費 2 燃料費 3 食糧費 4 印刷製本費 啓発用チラシ他	1,156 394 276 6 480
18 備品購入費	2,079	13 委託料 1 委託料 農地整備委託	1,000 1,000

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

科目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項 目	千円	千円	千円	千円
6	1 3 [農業振興費]				
8	土 木 費	3,195,638	268,232	3,463,870	寄附金 363 一般財源 267,869
	1 土 木 管 理 費	1,095,352	7,843	1,103,195	一般財源 7,843
	1 土 木 総 務 費	782,402	7,843	790,245	一般財源 7,843
	2 道 路 橋 り よ う 費	438,208	37,912	476,120	一般財源 37,912
	1 道 路 橋 り よ う 総 務 費	27,449	37,912	65,361	一般財源 37,912
	4 都 市 計 画 費	1,151,711	222,477	1,374,188	寄附金 363 一般財源 222,114
	1 都 市 計 画 総 務 費	5,776	2,500	8,276	一般財源 2,500
	3 緑 化 推 進 費	16,980	254	17,234	寄附金 254
	5 地 域 整 備 推 進 費	453,632	209,166	662,798	寄附金 109 一般財源 209,057
	7 都 市 公 園 費	0	10,557	10,557	一般財源 10,557
9	消 防 費	1,258,024	279	1,258,303	寄附金 70 一般財源 209

節	金額	明
区分	千円	千円
		18 備品購入費 2,079 2 機械器具費 2,079 農業用機械 1台 2,079
2 給料	3,913	1 人件費(土木総務費)【職員課】 7,843 2 給料 3,913 2 一般職給 3,913 一般職給
3 職員手当等	1,361	3 職員手当等 1,361 2 扶養手当 186 4 地域手当 264 5 通勤手当 22 10 住居手当 729 14 児童手当 160 4 共済費 2,569 3 職員共済組合負担金 3,266 7 社会保険料 △438 11 協会けんぽ負担金 △259
4 共済費	2,569	
19 負担金補助 及び交付金	37,912	50 狹あい道路整備事業【道路課】 37,912 19 負担金補助及び交付金 37,912 2 補助金 37,912 狹あい道路整備補助金 37,912
19 負担金補助 及び交付金	2,500	53 都市景観形成事業【まちづくり政策課】 2,500 19 負担金補助及び交付金 2,500 2 補助金 2,500 都市景観形成補助金 2,500
25 積立金	254	52 みどり支援基金積立事業【公園みどり課】 254 25 積立金 254 19 みどり支援基金積立金 254
25 積立金	209,166	51 交通施設整備基金積立事業【北島まちづくり推進課】 209,166 25 積立金 209,166 14 交通施設整備基金積立金 209,166
13 委託料	10,557	51 中央公園整備事業【公園みどり課】 10,557 13 委託料 10,557 1 委託料 10,557 事業認可図書作成等業務委託 9,135 不動産鑑定評価委託 1,422

(款) 9 消防費
(項)

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

科 目		修正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
9	1 消 防 費	1,258,024	279	1,258,303	寄附金 一般財源
	1 常 備 消 防 費	1,061,563	279	1,061,842	寄附金 一般財源
10	教 育 費	4,524,698	△26,299	4,498,399	府支出金 寄附金 諸収入 一般財源
	1 教 育 総 務 費	1,631,980	2,434	1,634,414	府支出金 一般財源
	2 事 務 局 費	559,601	1,732	561,333	一般財源
	3 教 育 指 導 費	773,062	702	773,764	府支出金 一般財源
					200 502

節		金額	説明
区分	金額	千円	千円
3 職員手当等	209		1 人件費(常備消防費)【職員課】 209
25 積立金	70		3 職員手当等 2 扶養手当 5 通勤手当 170
			50 あんしん消防救急基金積立事業【消防本部総務課】 70
			25 積立金 20 あんしん消防救急基金積立金 70
2 給料	739		1 人件費(事務局費)【職員課】 1,732
3 職員手当等	1,186		2 給料 739 2 一般職給 739
4 共済費	△193		3 職員手当等 1,186 3 管理職手当 △67 4 地域手当 81 5 通勤手当 72 10 住居手当 315 14 児童手当 785
			4 共済費 △193 3 職員共済組合負担金 550 7 社会保険料 △466 11 協会けんぽ負担金 △277
1 報酬	369		65 道徳教育総合支援事業【学校教育課】 200
8 報償費	72		8 報償費 40 1 報償金 40 講師謝礼
9 旅費	69		9 旅費 10 1 費用弁償 10
11 需用費	145		11 需用費 140 1 消耗品費 80 4 印刷製本費 60
12 役務費	29		14 使用料及び賃借料 60 1 報告他 10
14 使用料及び賃借料	18		1 使用料 10
			67 幼稚園民営化準備事業【幼児育成課】 502
			1 報酬 369 3 非常勤職員報酬 369

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

(数) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目	千円	千円	千円	千円
10	1 3[教育指導費]				
	2 小 学 校 費	809,908	△23,659	786,249	一般財源 △23,659
	1 学 校 管 理 費	687,120	△23,659	663,461	一般財源 △23,659
	3 中 学 校 費	374,090	1,000	375,090	寄附金 1,000
	1 学 校 管 理 費	252,945	1,000	253,945	寄附金 1,000
	4 幼 稚 園 費	286,501	891	287,392	一般財源 891
	1 幼 稚 園 費	286,501	891	287,392	一般財源 891
5	社 会 教 育 費	886,597	5,467	892,064	一般財源 5,467

節		明	
区分	金額	説	千円
		幼稚園国民営化法人選定委員会委員 369	369
		8 報償費	32
		1 報償金	32
		一時保育謝礼	32
		9 旅費	59
		1 費用弁償	59
		11 需用費	5
		1 消耗品費	5
		12 投務費	29
		1 通信運搬費	29
		14 使用料及び賃借料	8
		1 使用料	8
2 給料	△12,848	1 人件費(小学校・学校管理費)【職員課】	△23,659
		2 給料	△12,848
		2 一般職給	△12,848
		一般職給	
3 職員手当等	△9,450	3 職員手当等	△9,450
		3 管理職手当	△1,835
		4 地域手当	△1,480
		11 期末勤劔手当	△6,135
4 共済費	△1,361	4 共済費	△1,361
		3 職員共済組合負担金	△1,361
18 備品購入費	1,000	53 第三中学校管理運営事業(臨時)【第三中学校】	1,000
		18 備品購入費	1,000
		1 庁用器具費	1,000
		管理用	1,000
2 給料	514	1 人件費(幼稚園費)【職員課】	891
		2 給料	514
		2 一般職給	514
		一般職給	
3 職員手当等	249	3 職員手当等	249
		2 扶養手当	95
		4 地域手当	69
		5 通勤手当	85
4 共済費	128	4 共済費	128
		3 職員共済組合負担金	354
		7 社会保険料	△143
		11 協会けんぽ負担金	△83

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

款 項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					千円	千円
10	5	1 社会教育総務費	千円 552,557	千円 5,467	千円 558,024	千円 一般財源 5,467
	6	保健体育費	535,622	△12,432	523,190	諸収入 960 一般財源 △13,392
	1	保健体育総務費	104,630	960	105,590	諸収入 960
	3	学校給食費	309,356	△13,392	295,964	一般財源 △13,392
	13	諸支出金	5,907	55,422	61,329	一般財源 55,422
	1	諸費	5,907	55,422	61,329	一般財源 55,422
	2	諸費	5,157	55,422	60,579	一般財源 55,422

節		明	
区分	金額	説	
1 報酬	△6,694	1 人件費(社会教育総務費)【職員課】	12,161
2 給料	4,515	2 給料	4,515
3 職員手当等	4,181	2 一般職給 一般職給	4,515
4 共済費	3,465	3 職員手当等	4,181
		2 扶養手当	647
		3 管理職手当	714
		4 地域手当	705
		5 通勤手当	39
		11 期末勤勉手当	1,676
		14 児童手当	400
		4 共済費	3,465
		3 職員共済組合負担金	5,502
		7 社会保険料	△1,273
		11 協会けんぽ負担金	△764
		16 天然記念物管理事業【文化財保護担当】	△6,694
		1 報酬	△6,694
		3 非常勤職員報酬	△6,694
		野猿管理担当員	△6,694
19 負担金補助 及び交付金	960	23 市民スポーツ奨励事業【文化スポーツ課】	960
		19 負担金補助及び交付金	960
		1 負担金	960
		豊能地域生涯スポーツ推進事業	960
13 委託料	△13,392	17 中学校給食実施事業【給食推進担当】	△13,392
		13 委託料	△13,392
		1 委託料	△13,392
		給食調理業務委託	△13,392
23 償還金 利息及び引料	55,422	52 国庫負担金等返還事業【介護・福祉医療課】	36
		23 償還金利息及び引料	36
		1 償還金	36
		平成24年度老人保健医療費国庫負担金等 返還金	36
		53 国庫負担金等返還事業【障害福祉課】	54,309
		23 償還金利息及び引料	54,309
		1 償還金	54,309
		平成24年度障害者自立支援給付費等負担 金返還金他	54,309

(款) 13 雑支出金
(項) 1 諸費

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

款	科		補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
	項	目				
13	1	2 [諸費]				

節		説明	千円
区分	金額		
		54 府負担金返還事業【生活福祉課】	1,077
		23 償還金利子及び割引料	1,077
		1 償還金	1,077
		平成24年度生活保護費府負担金返還金	1,077

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

給 与 費

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)
補正後	長 等		27,648	12,077 3.90
	議 員	23	160,069	62,425 3.90
	その他の 特別職	1,778	278,580	
	計	1,804	27,648	74,502
	長 等	3		12,077 3.90
補正前	議 員	23	160,069	62,425 3.90
	その他の 特別職	1,761	284,520	
	計	1,787	27,648	74,502
	長 等			
比 較	議 員			
	その他の 特別職	17	△ 5,940	
	計	17	△ 5,940	

明 細 書

費			計	共 済 費	合 計	備 考
地域手当	その他の 手 当	(千円)				
3,354		43,079	6,870	49,949		
		222,494	81,949	304,443		
		278,580	13,622	292,202		
3,354		544,153	102,441	646,594		
3,354		43,079	6,870	49,949		
		222,494	81,949	304,443		
		284,520	13,622	298,142		
3,354		550,093	102,441	652,534		
		△ 5,940		△ 5,940		
		△ 5,940		△ 5,940		
		△ 5,940		△ 5,940		

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(156) 880		3,736,280	3,356,579
補正前	(192) 849		3,740,090	3,357,125
比較	(△36) 31		△3,810	△546

職員手当
の内訳

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
補正後	105,979	257,809
補正前	105,062	260,299
比較	917	△2,490

区分	時間外及び休日 勤務手当(千円)	住居手当 (千円)
補正後	248,302	53,233
補正前	241,502	51,024
比較	6,800	2,209

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

費	共 濟 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
計			
7,092,859	1,236,803	8,329,662	
7,097,215	1,233,987	8,331,202	
△ 4,356	2,816	△ 1,540	

地 域 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
498,317	73,781	30,291	7,910
499,418	73,058	30,291	7,910
△ 1,101	723		

期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	単 身 赴 任 手 当
(千円)	(千円)	(千円)
1,518,627	559,741	2,589
1,526,430	559,741	2,390
△ 7,803		199

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別 (千円)	内訳
給料	△ 3,810	1 その他の増減分	△ 3,810
職員手当	△ 546	1 その他の増減分	△ 546

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
新陳代謝に係る減分 △ 14,540 千円 所属会計変更等に係る増加分 709 千円 任期付短時間勤務職員の フルタイム化に係る増加分 10,021 千円	職員数の異動状況 〔 現に在職する 〕 (その他) (計) 職 員 数 補正後 880(156)人 ()人 880(156)人 補正前 849(192)人 ()人 849(192)人 比 較 31(△36)人 ()人 31(△36)人
	扶養手当 917 千円 管理職手当 △ 2,490 千円 地域手当 △ 1,101 千円 通勤手当 723 千円 時間外及び休日勤務手当 6,800 千円 住居手当 2,209 千円 期末勤勉手当 △ 7,803 千円 単身赴任手当 199 千円

第98号議案

平成25年度箕面市特別会計競艇事業費補正予算(第2号)

平成25年度箕面市の特別会計競艇事業費の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,766,259千円を追加し、歳入歳出それぞれ106,566,269千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

第I表 歳入歳出予算補正

歳入		補正前の額	補正額	計
款	項	千円	千円	千円
1 競艇事業収入		29,536,008	55,404	29,591,412
	1 勝舟投票券売上収入	29,398,952	55,188	29,454,140
	3 雑入	97,056	216	97,272
		600,000	1,170,855	1,770,855
5 繰越金	1 繰越金	600,000	1,170,855	1,770,855
		72,216,634	1,540,000	73,756,634
6 諸収入	1 受託事業収入	72,193,033	1,540,000	73,733,033
歳入合計		103,800,010	2,766,259	106,566,269

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 競艇事業費	1 総務費	29,995,856	50,035	30,045,891
		3,387,072	2,709	3,389,781
	2 業務費	26,608,784	47,326	26,656,110
	2 諸支出金	73,196,968	1,538,409	74,735,377
3 予備費	4 競艇事業運営基金費	230,001	540	230,541
	8 専用場外事業費	60,314,434	1,537,869	61,852,303
	1 予備費	607,186	1,177,815	1,785,001
歳出合計		103,800,010	2,766,259	106,566,269

平成25年度
(2013年度)

箕面市特別会計競艇事業費補正予算(第2号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 競艇事業収入	29,536,008	55,404	29,591,412
2 財産収入	3	0	3
3 寄附金	190,008	0	190,008
4 繰入金	1,257,357	0	1,257,357
5 繰越金	600,000	1,170,855	1,770,855
6 諸収入	72,216,634	1,540,000	73,756,634
歳入合計	103,800,010	2,766,259	106,566,269

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 競艇事業費	千円 29,995,856	千円 50,035	千円 30,045,891
2 諸支出金	73,196,968	1,538,409	74,735,377
3 予備費	607,186	1,177,815	1,785,001
歳出合計	103,800,010	2,766,259	106,566,269

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一
国府支出金	地 方 債	そ の 他		般 財 源
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 50,035
0	0	1,400,933		137,476
0	0	0		1,177,815
0	0	1,400,933		1,365,326

2 歳 入

(款) 1 競艇事業収入

(項) 1 勝舟投票券売上収入

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
1 競艇事業収入		29,536,008	55,404	29,591,412
1 勝舟投票券売上収入		29,398,952	55,188	29,454,140
	1 勝舟投票券売上収入	29,398,952	55,188	29,454,140
	3 雑 入	97,056	216	97,272
	2 雑 入	96,404	216	96,620
5 繰越金		600,000	1,170,855	1,770,855
	1 繰越金	600,000	1,170,855	1,770,855
	1 前年度繰越金	600,000	1,170,855	1,770,855
6 諸収入		72,216,634	1,540,000	73,756,634
	1 受託事業収入	72,193,033	1,540,000	73,733,033
	1 受託事業収入	72,193,033	1,540,000	73,733,033

節		明	
区分	金額	説	千円
	千円		千円
2 専用場外 債券 売上収入	55,188	1 専用場外売上金 補正後 3,554,000,000円ー補正前 3,500,000,000円 2 専用場外返還金 補正後 79,188,000円ー補正前 78,000,000円	54,000 1,188
1 端数切捨 収入	108	1 勝舟投票券払戻金端数切捨金収入 補正後 56,108,000円ー補正前 56,000,000円	108
4 時効 収入	108	2 専用場外勝舟投票券払戻金時効収入 補正後 7,108,000円ー補正前 7,000,000円	108
1 前年度繰 越金	1,170,855	1 前年度繰越金 補正後 1,770,855,000円ー補正前 600,000,000円	1,170,855
4 専用場外 債券 売上収入	798,079	4 ミニポートピア大和こせ場間場外売上金 5 ミニポートピア大和こせ場間場外返還金	780,900 17,179
5 専用場外 債券 収入	602,854	4 ミニポートピア大和こせ場間場外払戻金 5 ミニポートピア大和こせ場間場外返還金	585,675 17,179
6 専用場外 委託 金	139,067	2 ミニポートピア大和こせ場間場外委託金	139,067

(款) 6 諸収入
(項) 1 受託事業収入

3 歳 出
 (款) 1 競艇事業費
 (項) 1 総務費

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				千円	千円
1 競艇事業費	千円 29,995,856	千円 50,035	千円 30,045,891	一般財源	千円 50,035
1 総務費	3,387,072	2,709	3,389,781	一般財源	2,709
1 総務管理費	522,914	714	523,628	一般財源	714
2 総務開催費	1,940,836	1,995	1,942,831	一般財源	1,995
2 業務費	26,608,784	47,326	26,656,110	一般財源	47,326
2 業務開催費	26,442,913	47,326	26,490,239	一般財源	47,326
2 諸支出金	73,196,968	1,538,409	74,735,377	諸収入 一般財源	1,400,933 137,476
4 競艇事業運営基金費	230,001	540	230,541	一般財源	540
1 競艇事業運営基金	230,001	540	230,541	一般財源	540
8 専用場外事業費	60,314,434	1,537,869	61,852,303	諸収入 一般財源	1,400,933 136,936
2 ミニポートピア大和ごせ事業費	0	1,537,869	1,537,869	諸収入 一般財源	1,400,933 136,936

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
19 負担金補助 及び交付金	714	1 総務管理経費【競艇事業部企画課】	714
		19 負担金補助及び交付金	714
		1 負担金	714
		全国モーターボート競走施行者協議会	
19 負担金補助 及び交付金	1,995	2 総務開催経費【競艇事業部企画課】	1,995
		19 負担金補助及び交付金	1,995
		3 交付金	1,995
		モーターボート競走法第25条交付金	1,356
		モーターボート競走法第30条交付金	639
13 委託料	5,638	5 業務開催経費(業務関係)【競艇事業部業務課】	47,326
22 補償補填 及び賠償金	41,688	13 委託料	5,638
		1 委託料	5,638
		ミニボートピア大和ごせ専用場外発売委託	5,638
		22 補償補填及び賠償金	41,688
		1 補償金	41,688
		勝舟投票券払戻金	40,500
		返還金	1,188
25 積立金	540	10 競艇事業運営基金積立金【競艇事業部企画課】	540
		25 積立金	540
		10 競艇事業運営基金積立金	540
12 役務費	3,209	1 ミニボートピア大和ごせ専用場外事業(管理関係)	136,910
13 委託料	117,150	【競艇事業部業務課】	
19 負担金補助 及び交付金	16,551	12 役務費	3,209
22 補償補填 及び賠償金	602,879	3 手数料	3,209
28 繰出金	798,080	13 委託料	117,150
		1 委託料	117,150
		運営委託	117,150
		19 負担金補助及び交付金	16,551
		1 負担金	16,551
		全国モーターボート競走施行者協議会	51
		御所市	8,349
		3 交付金	8,151
		大阪府都市競艇組合	8,151

(款) 2 諸交出金
(項) 8 専用場外事業費

(数) 2 諸支出金
(項) 8 専用場外事業費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
2	8 2 [ミニポートピア 大和ごせ事業費]	千円	千円	千円	千円
3	子 備 費	607,186	1,177,815	1,785,001	一般財源 1,177,815
	1 子 備 費	607,186	1,177,815	1,785,001	一般財源 1,177,815
	1 子 備 費	607,186	1,177,815	1,785,001	一般財源 1,177,815

区 分	金 額	説 明	千円
		2 ミニポートピア大和ご専用場外事業 (受託売却関係)	1,400,959
		【競艇事業部業務費】	
		22 補償補填及び賠償金	602,879
		1 補 償 金	602,855
		勝舟投票券払戻金	585,675
		返還金	17,180
		2 補 填 金	24
		勝舟投票券売払戻他事故補填金	24
		28 繰 出 金	798,080
		1 繰 出 金	798,080
		場間場外売上金	780,900
		場間場外返還金	17,180

(款) 3 予備費
(項) 1 予備費

第 9 9 号議案

平成 2 5 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 2 号)

平成 2 5 年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 64, 149 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 17, 095, 517 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

入 歳

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
5 前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金	3,927,060	△148,438	3,778,622
		3,927,060	△148,438	3,778,622
9 繰入金	1 他会計繰入金	989,170	3,671	992,841
		989,170	3,671	992,841
10 諸収入	1 雑収入	2,199,167	80,618	2,279,785
		2,199,167	80,618	2,279,785
歳入合計		17,159,666	△64,149	17,095,517

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 199,468	千円 3,678	千円 203,146
	1 総務管理費	163,308	3,678	166,986
3 後期高齢者支援金等		1,963,349	△106,299	1,857,050
	1 後期高齢者支援金等	1,963,349	△106,299	1,857,050
4 前期高齢者納付金等		2,293	△360	1,933
	1 前期高齢者納付金等	2,293	△360	1,933
5 老人保健拠出金		1,200	△1,133	67
	1 老人保健拠出金	1,200	△1,133	67
6 介護納付金		692,988	39,201	732,189
	1 介護納付金	692,988	39,201	732,189
10 諸支出金		14,101	764	14,865
	1 償還金及び還付加算金	14,101	764	14,865
歳 出 合 計		17,159,666	△64,149	17,095,517

平成25年度
(2013年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第2号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	4,441,075	0	4,441,075
2 使用料及び手数料	1,057	0	1,057
3 国庫支出金	2,905,505	0	2,905,505
4 療養給付費等交付金	534,961	0	534,961
5 前期高齢者交付金	3,927,060	△148,438	3,778,622
6 府支出金	799,164	0	799,164
7 共同事業交付金	1,362,506	0	1,362,506
8 財産収入	1	0	1
9 繰入金	989,170	3,671	992,841
10 諸収入	2,199,167	80,618	2,279,785
歳入合計	17,159,666	△64,149	17,095,517

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	199,468	3,678	203,146
2 保険給付費	10,193,171	0	10,193,171
3 後期高齢者支援金等	1,963,349	△106,299	1,857,050
4 前期高齢者納付金等	2,293	△360	1,933
5 老人保健拠出金	1,200	△1,133	67
6 介護納付金	692,988	39,201	732,189
7 共同事業拠出金	1,755,140	0	1,755,140
8 保健事業費	143,109	0	143,109
9 基金積立金	1	0	1
10 諸支出名	14,101	764	14,865
11 予備費	2,000	0	2,000
12 繰上充用金	2,192,846	0	2,192,846
歳出合計	17,159,666	△64,149	17,095,517

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一
国府支出金	地	方	そ	般
千円	地	債	の	財
	方	千円	他	源
	債		千円	
0		0	7	千円 3,671
0		0	0	0
0		0	48	△106,347
0		0	33	△393
0		0	0	△1,133
0		0	39,201	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	764	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	40,053	△104,202

2 歳 入

(款) 5 前期高齢者交付金

(項) 1 前期高齢者交付金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
5	前期高齢者交付金	3,927,060	△148,438	3,778,622
1	前期高齢者交付金	3,927,060	△148,438	3,778,622
9	繰入	989,170	3,671	992,841
1	他会計繰入金	989,170	3,671	992,841
1	一般会計繰入金	989,170	3,671	992,841
10	諸収	2,199,167	80,618	2,279,785
1	雑入	2,199,167	80,618	2,279,785
8	弁償金	18	7	25
9	雑入	1	80,611	80,612

節		明	
区分	金額 千円	説明	千円
1 前期高齢者交付金	△148,438	1 前期高齢者交付金 補正後 3,778,622,000円－補正前 3,927,060,000円	△148,438
2 職員給与等繰入金	3,671	1 職員給与等繰入金 補正後 226,415,000円－補正前 222,744,000円	3,671
1 実費弁償金	7	2 任期付短時間勤務職員雇用保険料個人負担金 補正後 25,000円－補正前 18,000円	7
1 雑収入	80,611	1 雑収入 3 老人保健医療費拠出金精算返還金	79,418 1,193

(款) 10 諸収入
(項) 1 雑収入

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				千円	千円
1 総 務 費	199,468	3,678	203,146	諸収入	千円 7
				一般財源	3,671
1 総 務 管 理 費	163,308	3,678	166,986	諸収入	7
				一般財源	3,671
1 一 般 管 理 費	160,726	3,678	164,404	諸収入	7
				一般財源	3,671
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,963,349	△106,299	1,857,050	諸収入	48
				一般財源	△106,347
1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,963,349	△106,299	1,857,050	諸収入	48
				一般財源	△106,347
1 後 期 高 齢 者 支 援 金	1,963,218	△106,347	1,856,871	一般財源	△106,347
2 後 期 高 齢 者 関 係 事 務 費 抛 出 金	131	48	179	諸収入	48
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	2,293	△360	1,933	諸収入	33
				一般財源	△393
1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	2,293	△360	1,933	諸収入	33
				一般財源	△393
1 前 期 高 齢 者 納 金	2,178	△393	1,785	一般財源	△393
2 前 期 高 齢 者 関 係 事 務 費 抛 出 金	115	33	148	諸収入	33
5 老 人 保 健 抛 出 金	1,200	△1,133	67	一般財源	△1,133

節		説明	
区分	金額	説明	
	千円		千円
2 給料	1,801	1 一般事務経費（一般管理費）【国保年金課】	3,678
		2 給料	1,801
3 職員手当等	1,205	2 一般職給 一般職給	1,801
		3 職員手当等	1,205
4 共済費	672	2 扶養手当	△6
		4 地域手当	201
		5 通勤手当	123
		9 時間外及び休日勤務手当	1,176
		10 住居手当	△258
		11 期末勤勉手当	△71
		14 児童手当	40
		4 共済費	672
		3 職員共済組合負担金	953
		7 社会保険料	△180
		11 協会けんぽ負担金	△101
19 負担金補助及び交付金	△106,347	25 保険給付事業（後期高齢者支援金）【国保年金課】	△106,347
		19 負担金補助及び交付金	△106,347
		5 拠出金	△106,347
		後期高齢者支援金	△106,347
19 負担金補助及び交付金	48	26 保険給付事業（後期高齢者関係事務費拠出金）【国保年金課】	48
		19 負担金補助及び交付金	48
		5 拠出金	48
		後期高齢者関係事務費	48
19 負担金補助及び交付金	△393	27 保険給付事業（前期高齢者納付金）【国保年金課】	△393
		19 負担金補助及び交付金	△393
		5 拠出金	△393
		前期高齢者納付金	△393
19 負担金補助及び交付金	33	28 保険給付事業（前期高齢者関係事務費拠出金）【国保年金課】	33
		19 負担金補助及び交付金	33
		5 拠出金	33
		前期高齢者関係事務費	33

(款) 5 老人保健拠出金
(項)

(款) 5 老人保健拠出金
(項) 1 老人保健拠出金

款	項	科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						千円	千円
5	1	老人保健拠出金	1,200	△1,133	67	一般財源	△1,133
		1 老人保健医療費拠出金	1,000	△1,000	0	一般財源	△1,000
		2 老人保健事務費拠出金	200	△133	67	一般財源	△133
6	介	護納付金	692,988	39,201	732,189	諸収入	39,201
		1 介護納付金	692,988	39,201	732,189	諸収入	39,201
		1 介護納付金	692,988	39,201	732,189	諸収入	39,201
10	諸	支出金	14,101	764	14,865	諸収入	764
		1 償還金及び還付加算金	14,101	764	14,865	諸収入	764
		3 諸費	1	764	765	諸収入	764

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
19 負担金補助 及び交付金	△1,000	29 保険給付事業(老人保健医療費拠出金)【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 老人保健医療費 △1,000	△1,000 △1,000 △1,000
19 負担金補助 及び交付金	△133	30 保険給付事業(老人保健事務費拠出金)【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 老人保健事務費 △133	△133 △133 △133
19 負担金補助 及び交付金	39,201	31 保険給付事業(介護給付金)【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 介護給付費納付金 39,201	39,201 39,201 39,201
23 償還金利子 及び割引料	764	43 諸支出金事業(諸費)【国保年金課】 23 償還金利子及び割引料 1 償還金 国費等返還金 764	764 764 764

(款) 10 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

給 与 費

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与		
		報酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(2) 14		53,493	42,262
補正前	(1) 14		51,692	41,097
比 較	(1)		1,801	1,165

職員手当
の内訳

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
補 正 後	696	2,796
補 正 前	702	2,796
比 較	△ 6	

区 分	時間外及び休日 勤務手当(千円)	住 居 手 当 (千円)
補 正 後	8,742	1,038
補 正 前	7,566	1,296
比 較	1,176	△ 258

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明 細 書

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
95,755	17,728	113,483	
92,789	17,056	109,845	
2,966	672	3,638	

地 域 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当
(千円)	(千円)	(千円)
6,920	1,206	44
6,719	1,083	44
201	123	

期 末 勤 勉 手 当
(千円)
20,820
20,891
△ 71

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		
給料	1,801	1	その他の増分	1,801
職員手当	1,165	1	その他の増減分	1,165

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考	考
新陳代謝に係る増分 1,801 千円	職員数の異動状況 〔 現に在職する 〕 〔 職 員 数 〕 補正後 14(2)人 ()人 14(2)人 補正前 14(1)人 ()人 14(1)人 比 較 (1)人 ()人 (1)人	(その他) (計) △ 6 千円 201 千円 123 千円 1,176 千円 △ 258 千円 △ 71 千円
	扶養手当 地域手当 通勤手当 時間外及び休日勤務手当 住居手当 期末勤勉手当	

第100号議案

平成25年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)

平成25年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,775千円を追加し、歳入歳出それぞれ8,333,377千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
7 繰入金	1 他会計繰入金	1,386,997	5,553	1,392,550
		1,260,370	5,553	1,265,923
8 繰越金	1 繰越金	1	73,222	73,223
		1	73,222	73,223
歳入合計		8,254,602	78,775	8,333,377

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費	1 総務管理費	247,238	5,553	252,791
		152,298	5,553	157,851
4 基金積立金		1	21,742	21,743
	1 基金積立金	1	21,742	21,743
5 諸支出金		2,587	51,480	54,067
	1 償還金及び還付加算金	2,587	51,480	54,067
歳出合計		8,254,602	78,775	8,333,377

平成25年度
(2013年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	1,794,472	0	1,794,472
2 使用料及び手数料	121	0	121
3 国庫支出金	1,619,821	0	1,619,821
4 支払基金交付金	2,275,747	0	2,275,747
5 府支出金	1,177,266	0	1,177,266
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	1,386,997	5,553	1,392,550
8 繰越金	1	73,222	73,223
9 諸収入	176	0	176
歳入合計	8,254,602	78,775	8,333,377

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	247,238	5,553	252,791
2 保険給付費	7,807,756	0	7,807,756
3 地域支援事業費	195,020	0	195,020
4 基金積立金	1	21,742	21,743
5 諸支出金	2,587	51,480	54,067
6 子備費	2,000	0	2,000
歳出合計	8,254,602	78,775	8,333,377

補正額の財源内訳				
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
			千円	千円
国府支出金	千円	千円	千円	
0	0	0	5,553	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	21,742	
0	0	0	51,480	
0	0	0	0	
0	0	0	78,775	

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
7 繰	入 金	千円 1,386,997	千円 5,553	千円 1,392,550
1 他	会 計 繰 入 金	1,260,370	5,553	1,265,923
1 一	般 会 計 繰 入 金	1,260,370	5,553	1,265,923
8 繰	越 金	1	73,222	73,223
1 繰	越 金	1	73,222	73,223
1 前	年 度 繰 越 金	1	73,222	73,223

節		明	
区分	金額 千円	説明	千円
3 職員給与費等 繰入金	5,553	1 職員給与費等繰入金 補正後 254,506,000円—補正前 248,953,000円	5,553
1 前年度繰越金	73,222	1 前年度繰越金 補正後 73,223,000円—補正前 1,000円	73,222

(款) 8 繰越金
(項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
1 総 務 費		247,238	5,553	252,791	一般財源 5,553
1 総 務 管 理 費		152,298	5,553	157,851	一般財源 5,553
1 一 般 管 理 費		152,298	5,553	157,851	一般財源 5,553
4 基 金 積 立 金		1	21,742	21,743	一般財源 21,742
1 基 金 積 立 金		1	21,742	21,743	一般財源 21,742
	1 介 護 給 付 費 金 積 立 金	1	21,742	21,743	一般財源 21,742
5 諸 支 出 金		2,587	51,480	54,067	一般財源 51,480
1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		2,587	51,480	54,067	一般財源 51,480
	2 償 還 金	1	51,480	51,481	一般財源 51,480

節		説明	
区分	金額 千円		千円
2 給料	2,430	3 一般事務経費(人件費)【介護・福祉医療課】	5,563
3 職員手当等	1,024	2 給料	2,430
4 共済費	2,099	2 一般職給 一般職給	2,430
		3 職員手当等	2,430
		2 扶養手当	1,024
		4 地域手当	413
		5 通勤手当	340
		14 児童手当	91
		4 共済費	180
		3 職員共済組合負担金	2,099
		7 社会保険料	1,513
		11 協会けんぽ負担金	378
			208
25 積立金	21,742	50 介護給付費準備基金積立事業【介護・福祉医療課】	21,742
		25 積立金	21,742
		16 介護給付費準備基金積立金	21,742
23 償還金利子及び割引料	51,480	54 諸支出金事業(償還金)【介護・福祉医療課】	51,480
		23 償還金利子及び割引料	51,480
		1 償還金	51,480
		国費等返還金	51,480

(款) 5 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

給与費

1 一般職 (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与		職員手当 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	
補正後	(3) 14		57,590	42,708
補正前	(2) 14		55,160	41,864
比較	(1)		2,430	844

職員手当
の内訳

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
補正後	1,817	4,908
補正前	1,404	4,908
比較	413	

区分	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)
補正後	1,146	22,520
補正前	1,146	22,520
比較		

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計 (千円)	(千円)	(千円)	
100,298	20,063	120,361	
97,024	17,964	114,988	
3,274	2,099	5,373	

地 域 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 及 ひ 休 日 勤 務 手 当 (千 円)
(千円)	(千円)	
7,837	822	3,658
7,497	731	3,658
340	91	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
給料	2,430	1 その他の増分	2,430
職員手当	844	1 その他の増分	844

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
所属会計変更等に係る増分 2,430 千円	職員数の異動状況 現に在職する 〔 職 員 数 〕 (その他) (計) 補正後 14(3)人 ()人 14(3)人 補正前 14(2)人 ()人 14(2)人 比 較 (1)人 ()人 (1)人
	扶養手当 413 千円 地域手当 340 千円 通勤手当 91 千円

第101号議案

平成25年度箕面市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成25年度箕面市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入				
第1款	病院事業収益	8,371,342千円	36,256千円	8,407,598千円
第2項	医業外収益	148,676千円	36,256千円	184,932千円
支 出				
第1款	病院事業費用	8,512,441千円	36,256千円	8,548,697千円
第5項	特別損失		36,256千円	36,256千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入				
第1款	資本的収入	412,778千円	3,000千円	415,778千円
第4項	負担金		3,000千円	3,000千円

	支	出		
第 1 款	資 本 的 支 出	1,048,788 千円	3,000 千円	1,051,788 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	546,956 千円	3,000 千円	549,956 千円

平成 2 5 年 9 月 4 日 提 出

箕 面 市 長 倉 田 哲 郎

平成25年度（2013年度）箕面市病院事業会計補正予算実施計画（第1号）

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			千円 8,371,342	千円 36,256	千円 8,407,598	
	2 医業外収益		148,676	36,256	184,932	-
		4 その他医業外収益	85,099	36,256	121,355	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			千円 8,512,441	千円 36,256	千円 8,548,697	
	5 特別損失			36,256	36,256	
		1 その他特別損失			36,256	36,256

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 資 本 的 収 入			412,778	3,000	415,778	
	4 負 担 金			3,000	3,000	
		1 他 会 計 負 担 金			3,000	3,000

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 資 本 的 支 出			1,048,788	3,000	1,051,788	
	1 建 設 改 良 費		546,956	3,000	549,956	
		2 固 定 資 産 購 入 費		473,060	3,000	476,060

平成25年度(2013年度)箕面市病院事業会計資金計画補正(第1号)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
	千円	千円	千円
受 入 資 金	11,759,627	39,256	11,798,883
1 事 業 収 益	7,042,691	36,256	7,078,947
3 出 資 金 等	412,778	3,000	415,778
支 払 資 金	9,807,202	39,256	9,846,458
1 事 業 費 用	7,265,462	36,256	7,301,718
3 建 設 改 良 費 等	555,896	3,000	558,896
差 引	1,952,425		1,952,425

平成25年度（2013年度）箕面市病院事業会計補正予算（第1号）説明書

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1 病院事業収益			千円 8,371,342	千円 36,256	千円 8,407,598		千円	千円
	2 医業外収益		148,676	36,256	184,932			
		4 その他の他 医業外収益	85,099	36,256	121,355	その他の 医業外収益	121,205	保険金収入 39,256 36,256 増

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1 病院事業費用			千円 8,512,441	千円 36,256	千円 8,548,697		千円	千円
	5 特別損失			36,256	36,256			
		1 その他の他 特別損失		36,256	36,256	その他の 特別損失	36,256	医療事故和解金 36,256 新規計上

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1 資本的収入			千円 412,778	千円 3,000	千円 415,778		千円	千円
	4 負担金			3,000	3,000			
		1 他会計負担金		3,000	3,000	一般会計 負担金	3,000	医療機器整備等負担金 3,000 新規計上

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1 資本的支出			千円 1,048,788	千円 3,000	千円 1,051,788		千円	千円
	1 建設改良費		546,956	3,000	549,956			
		2 固定資産 購入費	473,060	3,000	476,060	器械備品費	476,060	病棟用ベッド 3,000 新規計上

第102号議案

平成25年度箕面市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 平成25年度箕面市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度箕面市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,598,849千円	4,282千円	2,603,131千円
第3項 特別損失	14,319千円	4,282千円	18,601千円
平成25年9月4日提出			

箕面市長 倉田哲郎

平成25年度(2013年度)箕面市水道事業会計補正予算実施計画(第2号)

収益的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			2,598,849	4,282	2,603,131	
	3 特別損失		14,319	4,282	18,601	
		2 過年度損益修正損	5,513	4,282	9,795	過年度損益修正損

平成 25 年度(2013年度)

箕面市水道事業会計補正予算(第 2 号)参考資料

収益的收入及び支出

支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 水道事業費用		2,598,849	4,282	2,603,131
		14,319	4,282	18,601
3 特別損失				
	2 過年度損益修正損	5,513	4,282	9,795

		明 細		備 考	
節	金額 (千円)				(千円)
過年度損益修正損	9,795	過年度損益修正損		9,795	4,282 増

第 1 0 3 号 議案

箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 5 年 9 月 4 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 山 元 行 博

	略	歴
昭和 5 0 年	3 月	立命館大学経営学部卒業
同 5 0 年	9 月	寝屋川市立第七中学校教諭
同 5 3 年	4 月	寝屋川市立第九中学校教諭
平成 6 年	4 月	寝屋川市立第一中学校教諭
同 8 年	4 月	大阪府教育委員会事務局義務教育課指導主事

同	12年	4月	大阪府教育委員会事務局教育振興室主査・主任指導主事
同	13年	4月	豊中市教育委員会事務局学校教育部教職員課長
同	16年	4月	豊中市教育委員会事務局学校教育室長
同	18年	4月	豊中市教育委員会事務局教育次長（教育担当）
同	18年	8月	豊中市教育委員会委員
同	18年	8月	豊中市教育委員会教育長
同	25年	4月	関西外国語大学短期大学部教授（現在に至る。）
同	25年	4月	箕面市教育委員会委員（現在に至る。）
同	25年	4月	箕面市教育委員会委員長（現在に至る。）

（提案理由）

山元行博氏を引き続き箕面市教育委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 1 0 4 号議案

箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 具 田 利 男

	略	歴
昭和 5 5 年	3 月	関西大学工学部卒業
同 5 6 年	4 月	箕面市役所勤務
平成 6 年	4 月	箕面市教育委員会事務局生涯学習推進部青少年課主査
同 7 年	4 月	社会福祉法人箕面市社会福祉協議会学童保育担当係長
同 1 3 年	4 月	箕面市教育委員会事務局教育推進部企画・人権教育室教育企画課長 補佐

同 15年	4月	箕面市市長公室専任参事（経営改革担当）
同 19年	4月	箕面市市民部総務次長
同 21年	4月	箕面市市長政策室長
同 25年	4月	箕面市教育委員会委員（現在に至る。）
同 25年	4月	箕面市教育委員会教育長（現在に至る。）

（提案理由）

具田利男氏を引き続き箕面市教育委員会委員に任命するため、提案するものである。

